Sマーク『標準営業約款普及登録促進月間』です！

11月は



Sマークは厚生労働大臣認可の標準営業約款制度に従って営業しているお店の表示で、安心・安全・清潔を約束する3つの『S』を備えたお店の証です。

- **S**tandard　確かな技術・安心
- **S**afety　任せて安全
- **S**anitation　美しく清潔に

メリットは

・安心・安全を求める消費者ニーズに応えることができます。
・日本公庫の生活衛生融資が有利な条件で利用できます。
・Sマークを各種のPRに活用できます。

標準営業約款の対象のお店は
理容店、美容店、クリーニング店です。

登録手続きは
毎年2月と8月です

連絡先/(公財)香川県生活衛生営業指導センター　高松市天神前10番12号　香川天神前2階3号　TEL087-862-3334
○香川県美容業生活衛生同業組合　TEL087-867-3510　○香川県理容生活衛生同業組合　TEL087-834-7649　○香川県クリーニング業生活衛生同業組合　TEL087-861-3296

あなたも家族もまるごと守る！ 頼れる補償の

商工会の福祉共済

全国商工会会員福祉共済

毎月ご加入いただけます!!







けが・病気・がんにしっかり備える



補償内容をわかりやすく解説した**動画**もご覧ください!
ご視聴は二次元コードから

大切な、商工会会員の皆さま、だからこそ**加入**できる**特別な制度**です!

ご加入できる方

商工会の**会員**とその**家族**、会員の**従業員**とその**家族**、商工会・連合会の**役職員**とその**家族**であって**健康**な方が**対象**となります。
(「病気」の補償およびトータル「がん」補償・シンプル「がん」補償の場合、健康状態に関する告知義務があります。)
※ただし2026年11月1日時点での満年齢が満6歳以上満80歳以下(シニア医療特約・シニアトータル「がん」プラン・シニアシンプル「がん」プランでは新規ご加入は満66歳以上満74歳以下)の方に限ります。
「家族」とは…①配偶者、父母、子　②同居かつ扶養している祖父母・兄弟姉妹・孫　③配偶者の父母　をいいます。
※**万一、商工会からの脱退や退職等により、加入者資格を喪失した場合には、お手数ですが、ご加入の商工会へご連絡くださいますようお願いいたします。**

さらに福利厚生も充実!
福祉共済加入者・被共済者の皆様は、自動的に商工会プラチナ倶楽部の会員になり、「**ベネフィット・ステーション**」(運営：ベネフィット・ワン)の**優待サービスをご利用いただけます!**

お問い合わせ・資料請求はご加入の商工会まで
※一部の商工会においては取り扱っていない場合があります。

このチラシは福祉共済および東京海上日動火災保険(株)の団体総合生活保険(医療補償基本特約・がん補償基本特約)・総合生活保険(個人賠償責任補償)の概要についてご紹介したものです。
ご加入にあたっては、必ず「重要事項説明書」をよくお読みください。ご不明な点等がある場合には、ご加入の商工会までお問い合わせください。

取扱代理店：共済シェアドサービス株式会社
東京都千代田区有楽町1-7-1 有楽町電気ビル北館12F　TEL:03-6268-0771

引受保険会社：東京海上日動火災保険株式会社　担当課：広域法人部 法人チーム
東京都千代田区三番町6-4　TEL:03-3515-4147

2026年7月作成　26TC-001177

2026年11月1日発行　編集・発行　香川県商工会連合会　高松市福岡町2丁目2番2−301号　☎(087) 851−3182
https://www.shokokai-kagawa.or.jp/